

中心市街地等への保育所等設置の対応について

【川越市子ども・子育て支援事業計画（抜粋）】

平成27年度から2・3号認定こどもの量の見込みに対する確保量が不足していることから、充足するまで認可施設の整備を進め、区域に偏在する量の見込みについて平準化を図ります。

⇒待機児童数の多い地区について認可施設の整備を進め、確保量を充足させる。

【川越市立地適正化計画（抜粋）】

〈まちづくり方針〉（抜粋）

都市機能：県南西部地域の拠点としてふさわしい都市機能施設の維持と誘導

〈都市機能誘導施設（誘導型）の考え方〉（抜粋）

本市では、安心して子育てできるまちを目指し、仕事と家庭の両立支援、教育・保育、地域の子育て支援の量的拡大や質的向上を推進しており、認定こども園、認可保育所を都心核（3駅を中心とした周辺、北部の歴史的町並み周辺）・地域核（霞ヶ関、南大塚、新河岸、南古谷の各駅周辺地域）において・・・都市機能誘導施設（誘導型）として位置付けます。

※都市機能誘導施設（誘導型）・・・地域の魅力や利便性をより向上させるために、今後おおむね20年間のうちに立地することが求められる都市機能施設

⇒都心核、地域核において都市機能施設（認可保育所等）を誘導・立地させることが望ましい。

今後の中心市街地等への保育所等設置の対応

「子ども子育て支援事業計画」、「立地適正化計画」とともに中心市街地において認可保育所の設置を推進することが望ましいとしている。

一方で風営法の規制により近隣のテナント業に影響を与えることもあるため、設置の際には影響範囲を確認し、近隣への説明、協力を得ながら進めていく。